

(記載例)5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局

登録局の開設又は変更届出書

提出する日又は
投函する日を記入

令和〇年〇月〇日

注:5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局を開設する場合、無線設備の設置場所ごとに**第3級陸上特殊無線技士以上の資格を有する無線従事者**を選任する必要があります。**無線従事者選任届を作成し、本届出書と同時に提出願います。**

東海総合通信局長 殿

ここにチェック

電波法第 27 条の 34 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

電波法第 27 条の 35 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、

登録状の記載内容を記入

【法人】登録上の本社(本店)住所・法人名、代表者の役職及び氏名を記入

工場や支社・支店等での届出は不可

【団体】団体の事務所の住所、団体名、代表者の役職及び氏名を記入

【個人】自宅の住所、氏名を記入

市町村コードは記入不要

1 届出者

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (4 6 1 - 0 0 1 1) 愛知県名古屋市中区白壁 1 - 1 5 - 1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ トウカイソツツカブシカイシャ ダイヒョウトリンマリヤク トウカイ タロウ 東海総通株式会社 代表取締役 東海 太郎

代理人

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ②は今回届け出る無線設備が使用可能な状態になった日、③は無線設備を使用し始めた日を記入 ※②③は登録の年月日ではありません (②③は過去日とし、通常は同日となります)

代理人による届出を行う場合は、
本欄を記入し、委任状を添付すること。

登録状に記載の「登録の番号」を記入

2 包括登録に係る無線局の開設に

① 登録の番号	【基地局の場合】海括基第〇〇〇号 【陸上移動局の場合】海括移第〇〇〇号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	令和〇年〇月〇日
③ 運用開始の期日	令和〇年〇月〇日

④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県-市区町村コード []	市町村コードは記入不要
届出書の提出先は、 本欄に記載する住所を管轄する総合通信局 です。(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県は東海総合通信局へ)	【基地局の場合(緯度経度も記入)】 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 東経: 139.44.42、北緯: 35.40.33	設置場所を記入
【指向方向】真北を基準とする時計回りの角度により表示したもの	【陸上移動局の場合】 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	常置(保管)場所を記入
⑤ 移動	全国の陸上	登録状に記載の「設置区域」「移動範囲」を記入
⑥ 無線 工事設計の内容		
識別	(記載不要)	「001」などで始まる番号(工事設計認証番号など)
適合表示無線設備の番号	001-P01001、001-A12345	
無線設備の製造番号	PD123456、01A45678	【基地局】絶対利得で記入不明の場合はメーカー等にお問い合わせ下さい
空中線利得	【基地局】2.15dBi 【陸上移動局】記載不要	
指向方向	【基地局】100° 【陸上移動局】記載不要	【基地局】指向性を持つ空中線(アンテナ)を、回転させずに使用する場合に記入
設置した無線局数	2局	今回開設する台数を記入 既に開設している台数は含みません
考	(連絡事項があれば記入)	
内容に関する連絡先	届出担当者の日中、連絡可能な連絡先を記入	
フリガナ	フリガナ ムツツブ リクニカ デンパ ジロウ	
無通部	無通部 陸二課 電波 次郎	
携帯	(携帯 090-1111-1111)	
go.jp		

今回開設する全ての無線設備の情報を記入してください
無線設備の番号が連番の場合は、「~」でまとめても構いません
台数が多い場合は、別紙に記入してください

「適合表示無線設備の番号」、「製造番号」は、無線設備の本体に記載があります
不明の場合はメーカー等へお問い合わせください

【添付資料(5GHz帯無線アクセスシステムの基地局)】

届出に係る無線局の業務区域(敷地図に基地局の設置場所及び通信をする陸上移動局の動作範囲を示したものなど)を記載した地図

<書類の送付先>

〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1 東海総合通信局 陸上課 企業担当

【本件に関するお問い合わせ先】

〒461-8795

愛知県名古屋市東区白壁1-15-1
東海総合通信局 陸上課 企業担当

電話番号:052-971-9623

(平日 8:30~12:00 13:00~17:15)